

尼崎市教育委員会 4月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和6年4月22日 午後3時30分～午後6時20分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	白 畑 優
	教育長職務代理者	徳 山 育 弘
	委 員	太 田 垣 亘 世
	委 員	中 平 了 悟
	委 員	正 岡 康 子

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	安 田 博 之
教 育 次 長	東 政 信
参 与	能 島 裕 介
管 理 部 長	佐 々 木 修
学校支援担当部長	西 田 啓 行
教育総合センター所長	嶋 名 雅 之
社会教育部長	橋 本 貴 宗
社会教育部参与	高 橋 利 浩
企画管理課長	伊 元 俊 幸
職員課長	西 川 欣 伸
保健体育課長	堀 岡 浩 子
学び支援課長	山 田 雅 行
学びの多様化学校設置準備担当課長	石 井 郁 樹
社会教育課長	吉 岡 辰 郎

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第25号 和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定について
- (2) 議案第26号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第27号 尼崎市教育委員会職員名札規程の一部を改正する訓令について

日程第3 協議・報告

- (1) 尼崎市教育振興審議会への諮問について
- (2) 次期教育振興基本計画策定に係る「市民意見聴取に係る施策の概要」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について
- (3) 管理職・教員の資質向上指標の改定及び年間の研修計画について
- (4) 尼崎市における学びの多様化学校設置基本方針（素案）に対する市民意見公募手続の結果及び同基本方針（案）の策定について
- (5) 尼崎市学校運営協議会委員の解嘱及び任命又は委嘱について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後 3 時 3 0 分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。
 日程第 2 「議事」の「議案第 2 5 号 和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定について」は、会議規則第 6 条の 2 第 1 項第 2 号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第 2 5 号」は、会議規則第 6 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため、公開しないことと決しました。また、日程第 3 「協議・報告」の「尼崎市における学びの多様化学校設置基本方針（素案）に対する市民意見公募手続の結果及び同基本方針（案）の策定について」は、意思形成過程等の内容が含まれますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 次に、日程第 3 「協議・報告」の「尼崎市学校運営協議会委員の解嘱及び任命又は委嘱について」は内容に個人情報が含まれますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 よって、「協議・報告」の 2 件も、会議規則第 6 条の 2 第 1 項第 4 号に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第 4 の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。

白畑教育長 それでは、これより日程に入ります。まず、日程第 1 の「議事録の承認」についてでございます。3 月定例会および臨時会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおりです。内容に質疑等がありますでしょうか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。3 月定例会および臨時会の議事録を承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、3 月定例会および臨時会の議事録を承認することといたします。次に、日程第 2 「議事」の「議案第 2 6 号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

職員課長 職員課長でございます。それでは、議案第26号「教育委員会事務局事務分掌規則」の改正についてご説明申し上げます。お手元の資料5ページ、新旧対照表をご覧ください。令和6年4月1日より尼崎市教育振興審議会条例が施行され、令和7年度以降の第2次教育振興計画の策定に向けた取り組みを進めることから、第4条の管理部企画管理課の事務分掌に「教育振興審議会に関すること」を追加いたします。この改正は、本来先月11日の臨時会において、組織改正や執行体制の見直しに伴う規則改正をご審議いただきました際に併せてご審議いただくべきものですが、改正内容から抜け落ちてしまっておりましたので、この度お諮りするものでございます。申し訳ございません。なお、こちらの規則は公布日より施行することとしております。以上で議案第26号、教育委員会事業所事務分掌規則の改正に関する説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

白畑教育長 発言もないようですのでお諮りをさせていただきます。議案第26号を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

教育委員 異議なし。

白畑教育長 異議なしと認めます。よって議案第26号は原案の通り可決いたしました。

白畑教育長 次に、「議案第27号 尼崎市教育委員会職員名札規程の一部を改正する訓令について」を議題とします。

職員課長 職員課長でございます。議案第27号「尼崎市教育委員会職員名札規程の一部を改正する訓令について」につきまして、ご説明申し上げます。当該規程につきましては、市長事務局における「尼崎市職員名札規程」に準じた規程となっているため、市長事務局の改正内容を踏まえた改正手続きを行うものでございます。

それでは、まず改正理由についてご説明申し上げます。現在、職員の名札につきましては、一般職員は顔写真付き・フルネーム記載の職員証を名札として着用していますが、近年、LGBTQなどの性的マイノリティに関する理解が進む中、職員の名札もその配慮を検討する余地があることや、SNSの普及により窓口職場を中心に、氏名を基に個人情報検索されたり、インターネット上に氏名が公開されたりするなど、名札が職員のプライバシー侵害につながる懸念が懸念されています。こうしたことから、市長事務局において若手職員から構成される検討委員会が設置され、当委員会の職員も参画し職員の名札の在り方について検討を行いました。3回にわたる検討委員会での議論の結果、名札の表記を姓（ふりがな・ローマ字付）のみに改めることとなったため、本規程を改正するものでございます。

また、今回の改正に伴い、所要の文言整理も併せて行うものです。次に具体的な改正内容につきましてご説明申し上げます。お手元の資料の18ページをお開きください。尼崎市教育委員会職員名札規程に係ります新旧対照表を記載しております。第3条から21ページの第8条につきましては、現行の第3条から第7条を改正し、職員

証を有する職員は職員証を名札として使用するという運用を、新たな様式の名札を貸与する運用に変更するもので、名札の作成・着用や貸与に関する規定を整理したものでございます。

また、第9条と第10条に、新たに名札の返還と取り扱いの特例に関する規程を追加します。最後になりましたが、22ページに記載のとおり、現行の別記様式を改め、フルネームでの表記から姓（名字）だけの表記とするように改めます。簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

太田垣委員 名札をつける意義っていうものはどういうところから言われていたのでしょうか。

職員課長 いつからというのは、資料が手元にありませんが、やはり、公務員、職員として市民に接する、外部の方に接するにあたってきちんと身分を明らかにした上で接する。その自覚を促すという部分も必要になってきますので、そういったことから名札を着用しています。

正岡委員 5月1日から職員証の名前の部分だけが消えるのでしょうか。

職員課長 写真もなくなります。市長事務部局は4月から運用をしており、教育委員会は1か月遅れての運用となります。

正岡委員 顔写真がなくなれば職員証はどうなるのでしょうか。

管理部長 現在の名札が職員証になりますので、これを携行して、なおかつ今能島参与が持つておられる物を名札として着用する形になります。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第27号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし。

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第27号」は原案のとおり可決いたしました。ここで職員の入替えを行います。

白畑教育長 次に、日程第3協議報告の「尼崎市教育振興審議会の審議」、「意見聴取に係る施策の概要」と「政策形成プロセス計画書の公表」について、一括議題とさせていただきます。説明をお願いします。

企画管理課長 企画管理課長でございます。尼崎市教育振興審議会への諮問についてと、次期教育

振興基本計画策定に係る市民意見聴取に係る施策の概要及び政策形成プロセス計画書の公表についてまとめてご説明いたします。資料05の協議報告、尼崎市教育振興審議会への諮問についてご覧ください。

本件につきましては今年度、次期教育振興基本計画の検討に当たりまして、4月30日に第1回審議会を開催いたします。今年度いっぱいかけまして、新しい計画をご審議いただくことになって参りますが、つきましてはその諮問を行うものでございます。次期尼崎市教育振興基本計画の策定について、本市では、令和2年3月に中長期的な展望に基づく教育施策の方向性を示す、尼崎市教育振興基本計画を策定し地域や保護者をはじめ、幅広い方々のご協力をいただきながら、尼崎の子供たちと教育のための施策推進に努めて参りました。こうした中、現行計画が令和6年度末に計画期間の終了を迎えることとなり、新たに次期計画の策定に取り組むこととなりました。現行計画の策定以降、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、社会の様々な課題が存在しました。また、5年を経過する間に、本市教育行政を取り巻く状況は著しく変化しており、現行の学力向上対策に加え、不登校対策やインクルーシブ教育、ICT活用、教員の働き方改革といった様々な課題への対応が求められています。教育委員会には、積極的な姿勢でこうした課題解決に向けた取り組みを迅速かつ着実に展開していくことが求められており、その指針となる新たな計画の策定を必要としています。つきましては、次期尼崎市教育振興基本計画について、幅広いご意見をもとにご審議いただきたく、貴審議会に諮問いたします。

続いて、パブリックコメントについてご説明させていただきます。資料は協議報告の06をお願いいたします。1ページ目が市民意見聴取に係る施策の概要ということで、中身を説明していますが、その前に、次ページで、今年度のスケジュールの概略をご説明させていただこうと思います。これまでもご説明して参りましたが、現行の計画が6年度末で終了するというを受けまして、7年度からの計画を今検討しようとしているところでございます。2月に次年度に向けて計画を策定ということで考えてございます。下の方に大きな両矢印で書いてますが審議会につきましては、先ほど申しあげました4月30日から大体年6回程度開催しまして、1月終わり、2月ぐらいに答申をいただきたいというふうに考えてございます。この審議会につきましては6回開催するわけですが、今回のパブリックコメントにつきましては、真ん中の一番左ですが1概要公表というところのステップ1になります。今回はこれからこういった取り組みをやっていくということについてでありまして、計画の案といったものの提示には至ってない段階でございます。審議会の進め方でございますが、先ほど申しあげましたように年間6回、2月に成案ということを目指してございますので5回目を11月ぐらいにしたいという考えでございますが、その段階で審議会から素案をいただきまして、ステップ3の下の方、パブリックコメント、ここでまた素案を示した上で、市民の方々の意見をお伺いし、それを審議会に返して最終答申という形で考えてございます。5回目の素案ができ上がりましたら、この今後の教育の方向性を示す計画でございますので総合教育会議、こういったものを開催しまして、市長とも意見交換していただくということで進めていきたいというふうに考えているところでございます。では1ページ戻ってください。これが今回のステップ1の公表でございます。案件名といたしまして教育振興基本計画の策定についてというところで、施

策の目的といたしましては第6次尼崎市総合計画や、国におけます教育振興基本計画を踏まえ、本市の教育施策の方向性を示す教育振興基本計画を策定しますということでございます。また次の策定に当たりましての現状背景といたしましては、今3点ほど書かせていただいておりますが、先ほどと同じ説明になります。令和6年度末に現行計画は、計画年限を迎えるということ。また2つ目でございますが、国の第四期教育振興基本計画が定められ、また県におきましても、第四期ひょうご教育創造プランというものが、計画策定されているところでございます。こうした国・県の動向も踏まえながら3つ目でございますが、教育振興審議会に諮問を行い検討を進めて参ります。3つ目課題でございますが、これまでの学力向上などの取り組みとともに、不登校対策、インクルーシブ教育、ICT活用、働き方改革といった課題の対応が求められており、また、学校家庭地域の連携強化や社会教育、教育施設の更新、機能の充実などの取り組みが求められており、教育行政を取り巻く状況が大きく変化しているということは課題として書かせていただいております。4つ目策定にあたっての考え方でございますが先ほども申し上げました通り、現行計画を基本とする中で、国県の教育振興計画との整合性も図りながら内容を更新していくということ、また令和7年度以降でございますが、例年行っております教育委員会の事務点検評価につきまして、この審議会を常設化いたしまして、経年で進捗管理ができる仕組みも構築したいというふうに考えてございます。5点目、意見聴取のポイントでございますが、大きく2つございます。現行計画への評価と今後の取り組みということ、教育の基本方針や目指す人間像、また各主体の役割分担などについてご意見いただくとともに2つ目として、今後、目指すべき方針につきましてどういったところに力を入れていくのか、重点課題というふうに書かせていただきますが、そういった部分にも意見をいただければというふうに考えてございます。最後でございますが、市民意向調査、ステップ2の実施方法でございます。先ほどスケジュールを見ていただきましたが、学校現場の教員の方々或いはPTAの方々との意見交換というものもワークショップという形などで、実施したいというふうに考えています。また市におきましてはウェブアンケートが労力をかけずに実施できるというふうな仕組みも整って参りましたので、広く市民の方々の意見をお聞きしながら、検討していきたいというふうに考えているところでございます。なお、このステップ1の意見聴取ですが、先ほど申し上げました11月頃に素案ができるまで意見聴取という形になってございます。また、次の段階に進みましたら、素案を示したうえで市民の方々からご意見を聞くという段取りになっているところでございます。説明は以上でございます。

徳山委員 熟度が低い段階でのパブコメはどれぐらい意見が出てくるのでしょうか。

企画管理課長 ステップ1では、この件に関わらず、あまりご意見は出てこないというような状況です。

太田垣委員 計画も国の基本計画を踏まえてとおっしゃっていたので、国や県の基本計画から大きく逸脱することはないということでしょうか。

企画管理課長 基本的には国の計画、県の計画、市の計画という、そういった立て付けになるかと思いますが、あまり大きく現行の計画とその範囲は変わってこないのかなというふうには考えています。

中平委員 1点目は可能な限り事後的に、或いは進捗に関して、検証や評価可能な形で、こういう計画を策定いただきたいと思っている。もう1点が、今回は市民意見聴取に係る施策というところで、この計画や策定にあたって市民にはどのように関与していただきたいと事務局は思っているのか。

企画管理課長 今回で言いますと計画の中身については学校教育関係のものが大きくなると思っています。8月、9月ぐらいの間に、学校現場の教職員の方であるとか、PTAの方々と意見交換、ワークショップをしたいと思っています。もう1つは市民アンケート、ウェブアンケートをやるのはどうかというふうに思っています。例えば広く市民の方からご意見等を問うのであればホームページパートとしてご意見を問うという形もできまじ、或いは、学校を通じて配るプリントにQRコードを印刷しておく、それを教員の方であったり、保護者の方であったり、児童生徒から直接取れるかということ、よくよく検討しないといけないが、手軽に自由な形で対応できるというふうに、アンケートを所管してる所からは聞いております。どういった項目を聞いたらいいいのかということも含めて、審議会の先生方の意見を聞きながら、できるだけやっていきたいというふうに考えております。

中平委員 こうやってパブコメをとっていただくとか、市民意見踏まえていただくことはすごく重要なことだと思いますし、非常に丁寧にやっていただいていると感じています。その上で、こういった教育行政であったり、教育の現場であったりということに関して、市民に積極的に関与してもらおうようなアプローチというのがあってもいいのではないかと考えています。こういった計画や或いは実施のところに市民にもっと関与してもらおうような仕組みがあってもいいのではないかと感じています。事務局としてはそこまで市民に関わってもらわなくても良いと思っているのでしょうか。

企画管理課長 実際メインのフレームとしましては付属機関に諮問して、その答申がメインになってくると思っています。アイデアレベルで話していますが、今の計画の3つの柱であるとか、目指すべき人間像とか、それらを包含して表すようなビジョンのような、要は市民にぐっと届くような言葉も作るべきではないかというふうなアイデアも出てきています。市民の方々へのアプローチというのは大切とは思っています。現段階では計画の策定にどうやって関わるのかというのはやっぱりアンケートやパブリックコメントという形になってくると思います。ただ、どういうふうに巻き込んでいくのかということにつきましては、むしろ計画策定後、事業展開の中で工夫していくべきかなと思っているので、そういった視点をこの計画のどこかに盛り込むということもまた可能性としてはあるのかなと考えているところです。

中平委員 市の総合計画が2年度前か3年度前か策定されるときに、生涯学習プラザに総合計

画の担当課の方、課長とか係長の方がいらっしゃって、プランを持ってきて「今度こういったものができるが、市民の意見としてどうですか」というようなことを行われていました。どこかのプロセスで受け身的にウェブでアンケートをとっていくのではなく、市民にも積極的な関与を求めていくようなアプローチがあってもいいというふうに思っています。私自身の思いとしては、策定のプロセスや実施のプロセスに市民に積極的に関わってもらっていくようなアプローチをしていただきたいと思います。市長部局の方でもそういう動きを、大きな計画を示していく中でされていたことを見ているので、そういったアプローチも今回の計画の策定や実施にあたって検討いただけたらなというふうな思いで質問させていただきました。

正岡委員 学校関係者以外の市民はどういうふうに、そのウェブアンケートを入手できるのか。

企画管理課長 あまり多くのチャンネルを想定してはなりません。ウェブアンケートと申し上げましたが、一方で危うさもあるのかなと思っています。例えば学校というフィールドの中で配ると学校教育に関連の意見というのは出てくると思います。正岡委員がおっしゃったように、それ以外のフィールドからの意見はあまり出てこないのかなというふうに思います。ウェブアンケート単体でやると、そこまで件数は出てこないようです。ウェブアンケートをやりたいと思いますが、慎重に扱わないといけない部分も一部ありますので、審議会の中の先生とも意見交換しながら、市民の意見というのはできるだけ入れていくべきだと考えています。

白畑教育長 それでは発言もないようですのでこの2件については、終わりたいと思います。ここで職員の入替えをさせていただきます。

白畑教育長 次に、「管理職・教員の資質向上指標の改定及び年間の研修計画について」を議題とします。

学び支援課長 学び支援課長でございます。「尼崎市 幼稚園・高等学校管理職の資質向上指標」「尼崎市 幼稚園・高等学校教員資質向上指標」の改定と「令和6年度教職員研修」についてご報告、ご説明いたします。まずはじめに、この件につきまして、昨年5月の臨時会にてご意見をいただいておりますが、昨年度中に協議の場を持つことができないままに本年度も報告の形となってしまいました。大変申し訳ございません。令和7年度に向けて教育振興基本計画を策定していくことから、研修内容につきましても見直しが必要となってまいります。来年度に向けましては、本年度の研修を実施しながら、1年間をかけて来年度に向けての研修について見直しを図り、次年度の計画を作成し、協議の場にあげさせていただきます。

では、「尼崎市 幼稚園・高等学校教員資質向上指標」「管理職の資質向上指標」の改定について説明させていただきます。令和4年に国が管理職及び教員の資質の向上に関する指標の策定に関する指針を改正したことに伴い、県は指標を改訂し、それを受けて昨年、市の指標を改訂しました。昨年度ご報告させていただきましたものです。さらに令和5年には、国において新たな「教育振興基本計画」が策定され、また、県におい

でも第4期ひょうご教育創造プランが示され、県の定める「兵庫県管理職資質向上指標」、「兵庫県教員資質向上指標」が改定されております。別紙4をご覧ください。赤字でお示ししている部分が、県が今回、変更した個所となります。例えば、兵庫の教育課題への対応の1には「グローバル化」、「共生社会」、「DXの推進」、「新しい時代」、といった文言、4には「いじめや不登校」について、28には「女性管理職の育成」、「女性の参画促進」、といった言葉が入ってきております。別紙5をご覧ください。同じく赤字でお示ししている部分が今回の変更箇所です。例えば、10には「全ての児童生徒等にわかりやすいユニバーサルな授業づくり」、19には「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」、23の集団を高める力の指標には、「多様性を認め」の文言、25には「他の教職員や関係機関との連携」、といった言葉が入ってきております。これらの県の改訂を受け、市立幼稚園、市立高等学校を所管する市教育委員会として別紙1「尼崎市幼稚園・高等学校管理職の資質向上指標」、別紙2「尼崎市幼稚園教員資質向上指標」、別紙3「尼崎市高等学校教員資質向上指標」を改訂したものです。市立幼稚園、市立高等学校ともに県の策定する教職員研修計画・教員資質向上指標をもとに研修を進めておりますので、県の指標の文言に変更のあった箇所について、市の指標も合わせて改定しております。別紙1をご覧ください。赤字でお示ししている部分が県の変更のあった箇所です。黄色のマーカーでお示ししている部分が、幼稚園や高等学校に合うよう文言を変更している箇所です。県の指標には、幼稚園についての文言がないことから、例えば、6の内容を幼稚園に合わせて5に追加したり、23の内容を幼稚園に合わせて22に追加したり、「学校」とのみ記載されている箇所を「学校園」と変更したりしております。別紙2・別紙3につきましても同様に変わっております。

続きまして、教職員研修についてご説明します。本日、緑色の冊子「令和6年度教職員研修」をお配りしております。ご覧ください。こちらには令和5年度の研修報告と、令和6年度の研修計画を載せております。10ページをご覧ください。本年度の研修計画となります。職階に応じた研修、職務に応じた研修、教職年数に応じた研修、教育課題等への対応や教科等の指導力向上を目指した専門研修を行ってまいります。また、当面する教育課題について、実証的な研究を深めるため「エビデンスに基づく教育実践研究部会」「体力向上部会」「探究的な学習研究部会」の3つの部会を設けております。17ページをご覧ください。令和5年度に実施した研修についての報告でございます。ご清覧のほど、よろしく願いいたします。この研修計画とはまた別に、インクルーシブな教育の推進のため、特別支援教育に関わる研修を計画しております。こちらが別紙6となります。大きく、管理職研修、特別支援教育コーディネーター研修、通級指導担当者研修の3つを、特別支援教育担当と連携し、体系的で継続性のある研修を効果的に計画・実施してまいります。管理職研修は本年度、校長向け研修、教頭向け研修を予定しております。コーディネーター研修は年6回、第1回目は明日4月23日に「コーディネーターの役割」「年間の動き」などの内容で行います。通級担当者研修は、新任担当者向け、全担当者対象、中学校担当者向け、希望者対象に分けて計画をしております。新任担当者向けは4月16日に実際に、園和北小学校の通級教室にて、指導主事からの説明や担当教員から教材の説明を行いました。小中合わせて9名の新任の先生、希望された5名の参加がありました。全員対象向けにつきま

しては第1回目を、4月19日に本市における通級指導についてや、通級指導の進め方と校内の連携について、実際に指導しておられる先生のお話も含め、実施しております。いずれの研修につきましても、特別支援教育担当杉本首席や指導主事とともに、現場のニーズに合った研修内容にしていきたいと考えております。長くなりましたが、ご説明は以上でございます。

中平委員 本市はインクルーシブ教育システムを推進しようとしているのでしょうか、インクルーシブ教育を推進しようとしているのでしょうか。

白畑教育長 インクルーシブ教育システムを活用したインクルーシブ教育を進めているということだと思います。

中平委員 それならば、インクルーシブ教育システムもインクルーシブ教育も両方理解しようと書くべきではないでしょうか。文科省、県から降りてきてその文言のまま、インクルーシブ教育システムって書いているのではないかと思いますし、思いのある方は、その言葉に反発をされてしまう項目になるのではないかと思います。市長が出された就学前教育ビジョンの中でもインクルーシブ教育の推進と書かれています。一方でこちらはインクルーシブ教育システムと出ていますので、齟齬があるのではないかと思います。そのような感想を持ってしまいます。

白畑教育長 我々は国と県の中で教育をやっているので、インクルーシブ教育システムを否定することは難しいところがあり、インクルーシブ教育システムを活用しながら、インクルーシブ教育を進めていますので、文言としてはこういうシステムを活用するという形になるかというふうに思います。

中平委員 両方書いてもよかったのではないのでしょうか。市がどんな思いを持って施策を進めようとしているのか、教育現場のところで、行政がやろうとしているインクルーシブ教育システムと、インクルーシブ教育の違いをちゃんと理解された上で、本市はインクルーシブ教育の推進と書かれた意味をどのように受け取っているのかというようなことをメッセージとして出していく必要があるのではないかと思います。

学び支援課長 学び支援課としましても、担当課と連携をしながら、今何が必要で、何が求められているか、そういったことも反映しながら研修をしていかなければいけないと思っております。

徳山委員 今年の研修の予定ですが、具体的に日程が入っていますが、これはどういう時間帯に受けているのでしょうか。

学び支援課長 11ページのことをおっしゃっているかと思いますが、これは必修で受けるもので、授業を空けて、或いは放課後に集まって、或いはオンラインで行われる研修となります。1年目教員必修研修、こちらは初任研と呼んでいるもの。こちらは1日空けて県

に行ったり、或いは市に集まるもので、代替の教員がその場合は学級に入ったりすることで、子供たちが学びを継続できるようにというふうになっております。

徳山委員 1年目教員必修研修は、1日空けて研修を受けるのでしょうか。

学び支援課長 毎週火曜日が決められてやっていくということになっています。

徳山委員 1年目の先生は担任は持たないのでしょうか。

学び支援課長 小学校においては持つことが多いです。

徳山委員 体罰防止研修、いじめ防止研修、コンプライアンス研修というのが見てとれるが、危機対応に関する研修が防止研修とは違うのかなというふうに思います。そこはどこかでフォローができているのでしょうか。いじめがあったときに、様々なスキルが問題になろうかと思えます。そういったスキルがかなり重要になってきていると思うがそういった研修はあるのでしょうか。

学び支援課長 危機対応として実践的な内容もありますし、毎年続けて事案が起こってしまっからのものでいけないので、そうならないように、未然防止の観点からの研修であったり、そういったことも、何が今必要かというのを考えながら研修は進めています。

徳山委員 どれがそれにあたるのかが分かりませんでした。

学び支援課長 17ページの研修報告の昨年度の実績になるが管理職研修において、例えば学校と保護者との関係づくりであったりだとか、そういったところで、先ほどおっしゃられたようなところの研修を入れていたりですとか、リスクマネジメント、クレーム対応については新任教頭研修など、管理職研修におきましてそういった内容の研修をしています。今年度に関しましても、まだ原案の段階ではあるが教頭研修等におきまして、スクールロイヤー等の方と連携したような研修も行えたらというような話も出ております。

徳山委員 現場の先生が抱え込んで、教頭に言ったときには、手遅れという時が多いので、教頭・校長は当然として、現場の先生にも必ず1講座は入れたほうがいいのではないのでしょうか。

学び支援課長 管理職研修とはまた別に生徒指導担当者研修といった形で、抱え込まない、情報共有の大切さ、報告連絡相談といったことの大切さを、校内で共有してというような研修は毎年行っています。しかし、委員がおっしゃったように、全教員を対象にするようなものを考えていく必要があるのかなと思います。

徳山委員 報連相ができてなくて、痛ましい事件が起こっているという現実があります。次にい

じめで不登校になるような事例があれば、教育委員会のガバナンスの無さが露呈するのでそういった研修はぜひ実施していただきたいです。

学び支援課長 生徒指導担当が学び支援課のセンターで行うものとは別に、各校に行って30分から1時間の各校いじめ防止研修というのを行っています。数年間続けており、全教職員向けにやっております。

徳山委員 起こった時の対応が重要だと思いますので、枠を取ってやって欲しいと思います。それぞれの学校がきちっと連携体制をとれるように、例えばケースごとのワークなどでやっていくことが重要だと思います。実際に起こった時に、あのときどうすればよかったのかっていう検証をそれぞれがやることで対応力は上がると思います。30分、1時間机上で聞いただけでは絶対に身につかないというのが実感なので、それを盛り込むことをご検討いただければと思います。

学び支援課長 検討してまいります。

東教育次長 いじめ防止生徒指導担当は単なる理論とかではなくグループワークを取り入れるようにしています。事例に基づいてという形で、グループワークで各教員に考えさせながらやってるところがあります。その場では、実際グループワークをして理解するが、実際起こったときには、後手に回ってる事例が非常に多いですので、いじめ防止生徒指導担当もやり方を変えていかないとはいけませんし、学び支援課も実務に生きるような研修をやらないといけないというのは実感しています。

太田垣委員 1年目2年目の先生が受けられる研修の頻度はどのくらいでしょうか。

学び支援課長 18ページをお開きいただけたらと思うが、年間14回、1年目教員は受けています。

太田垣委員 2年目からの先生はどのくらいでしょうか。

学び支援課長 隣の19ページに載せていますが、2年次教員研修というのがそれにあたります。必ず受けなければいけないものと、それぞれで選択していくつかの研修を選択して受けるという形にしておりますので、2年目は全部で4回を受けることになっています。

太田垣委員 そういった研修は勤務時間内で受けているのでしょうか。

学び支援課長 勤務時間内で、例えば放課後に近いような時間帯で受けていただく3時からの研修や、2年目研修ですと、夏休みに受けることが可能なものもあります。

太田垣委員 テーマ内容ですが資質向上指標というものとリンクさせたような内容になっているのでしょうか。

- 学び支援課長 目指すべき教員の資質向上指標に合わせた形で研修も考えております。
- 太田垣委員 赤字で書かれてる部分は国の基本方針、基本計画が目指してるものからピックアップしてるってことでしょうか。
- 学び支援課長 この赤字は県が示しているものであり、県が今回ひょうご教育創造プランを策定しており、そこに合わせた文言となっています。
- 太田垣委員 GIGA とか ICT とかっていう文言は組み込まれていますが、多様性、インクルーシブ、グローバルというところのテーマはあまりないなと思いました。
- 学び支援課長 10ページをご覧いただきたいと思います。例えば人権教育担当者研修や、或いは13ページの専門研修、教育課題等への対応研修のところ、人権教育研修講座、こういったところでLGBTの話やヤングケアラー、今、問題になっているような人権に関わる場所については、時宜に合わせたような形で毎年検討を進めております。
- 正岡委員 19ページに2年次教員研修3年次教員研修の講師の先生が同じ方であるが、これは何か意図があるのでしょうか。研修の中身は小学校の先生と中学校の先生と分けているのか、具体的に教えていただきたいと思います。
- 学び支援課係長 講師の庭山先生ですが、こちら2年次研、3年次研だけでなく、初任者研修1年目必修教員研修と、中堅教育の資質向上研修にも来ていただいています。こちらは意図的に設定をしており、特別な支援が必要な子供たちに対してのアプローチの仕方を研修していただいています。研修内容に関しては小学校だと、例えば学年でグループを組んでいたり、中学校に関しては、教科グループをそれぞれ作り、1年次2年次3年次とグループを作るような形で、代表の3年次の先生に授業していただくという形で中学校の方は取り組んでいます。小学校の方は、その学年のグループの中で、教材研究をしたりして、2年次だと1回代表授業していただいたり、3年次ですとそれぞれご自身が考えたものを1本ずつ、計2本、代表授業を行うというような形で、授業の研究の方を進めております。
- 正岡委員 学び支援課の指導主事の方は同じ方だが、庭山先生は1回目だけ来られるということでしょうか。
- 学び支援課係長 最初の共通研修の時に小学校中学校全体で集まり、そちらの1回目に来ていただいています。
- 正岡委員 学び支援課の指導主事の方はその後の研修でどういう関わり方をされているのでしょうか。

学び支援課係長　例えば2年次研修でありましたら、最初の1回目にグループで集まった時に、それぞれが指導案検討を行っています。その様子を見ながら、基本的には受講者同士で進めていくような形で話し合いを行っていく中で、助言であったりだとか、そういうところを示しながら、10月や11月の段階で授業を行い、それに対する受講者同士の反省会であったりだとか、研究会を行いながら、担当指導主事はその授業についてのワンポイントアドバイスをするような形で関わっています。

正岡委員　今小学校5年生、6年生で専科の先生が授業を持たれるという動きになっていると聞いているが、尼崎市は今どのような方針で小学校の教科担当を実際どういうふうにされてるか教えていただきたいと思います。

学び支援課長　学校規模にもよるが、6年生、5年生までやっている学校もあれば、大きな規模だと3年生4年生で音楽や図工まで専科教員が教えているところもあります。また兵庫型学習システムという形で理科の授業や算数を専科で教えるというのは学校と教育委員会と連携を進めながら、取り組んでいる学校、取り組んでいない学校というのはございます。学年の先生みんな、学年のみんなを見ていくという方向性を目指して、道徳の授業を交換して行うことで、多面的な児童理解・生徒理解を深めようと、そのような取り組みをしている学校もあると聞いております。

正岡委員　何校ぐらいで実践されてるとかいうデータはありますか。

学び支援課長　兵庫型学習システムという形で教科担任制は高学年は全校でやっています。

白畑教育長　質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。

企画管理課長　企画管理課長でございます。「教育委員会4月定例会報告事項」について、ご報告いたします。まず、総務関係でございます。4月15日に「令和6年度市町組合教育委員会教育長会議」が開催されました。次に、学校教育関係でございます。3月26日に、地域の小学校1年生へ防犯ブザーをご寄付頂きましたキューズモールへ感謝状贈呈式を執り行いました。次に、社会教育関係でございます。4月20日に「尼崎市スポーツ推進委員委嘱式・功労者表彰式」を執り行いました。最後に、5月の主要行事予定表でございます。明日4月23日及び5月21日に「政策推進会議」が開催される予定です。また、8日から9日にかけて、「全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会」が長崎市で開催される予定です。また、5月16日に、県の「定時総会」および「全県教育委員会研修会」が開催される予定です。こちらは、徳山委員、太田垣委員、正岡委員にご出席いただくこととなりますので、よろしくお願いたします。教育委員会については、5月13日15時30分より「教育委員会5月臨時会」を開催予定としております。また、教育委員会5月定例会につきましては、5月27日15時30分からの開催で予定しております。報告は以上でございます。

白畑教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。それでは、ここからは非公開といたします。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

白畑教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。これもちまして、尼崎市教育委員会4月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会4月定例会の議事の全部を終了したので、午後6時20分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会4月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。